

第八十一回帝國議會
衆議院

郵便年金法中改正法律案外二件委員會會議錄(速記)第四回

付託議案
郵便年金法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第八一號)
航空法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第八二號)
木船保險法案(政府提出、貴族院送付)(第八三號)

昭和十八年二月十八日(木曜日)午後一時八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 八角 三郎君

理事木原 七郎君 理事中川 重春君

理事肥田 琢司君 理事藤生安太郎君

青木 精一君 植松 練磨君

川副 隆君 喜多壯一郎君

近藤英次郎君 下出 義雄君

角 猪之助君 宗前 清君

深澤 吉平君 眞崎 勝次君

最上 政三君

出席國務大臣左ノ如シ

逓信大臣 寺島 健君

出席政府委員左ノ如シ

逓信次官 手島 榮君

逓信省總務局長 小林 武治君

簡易保險局長 田倉 八郎君

海務院長官 松本 益吉君

海務院次長 安田 丈助君

海務院部長 新谷寅三郎君

海務院部長 渡邊 浩君

海務院部長 若林 清作君

航空局長官 山田 良秀君

航空局部長 遠藤 毅君

航空局部長 仁村 俊君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

郵便年金法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

航空法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

木船保險法案(政府提出、貴族院送付)

○八角委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、續

イテ質疑ヲ致シマス——宗前君

○宗前委員 逓信大臣ニ質問ヲ致シタイト

思ヒマス、船舶運賃會ガ出來マシテ、船舶

ノ運賃ヲ統制サレルノデアリマスガ、併シ

ナガラ事業ノ主體ハ個々ノ會社デアアル、サ

ウスルト運賃スルモノト事業主體トガ別個

ニナリマノデス、其ノ間個人ノ創意、努力

勇氣ト云フヤウナ、所謂個人ノ能力ヲ十分

發揮スルト云フコトガ殺ガレル心配ガアリ

ハシナイカ、隨テ海運力ノ増強ヲ阻碍スル

心配ガアリハセスカト云フコトヲ考ヘルノ

デアリマス、此ノ點ニ付御質問申上ゲタ

イト思ヒマス

モウ一ツハ政府ハ造船ニ關シテ補助ヲナ

シ、運航ニ關スル危險ニ對シテ補償ヲナス

ト云フノデアリマス、是非非常ニ結構ダト

思フノデアリマスガ、先程申上ゲタ理由、

又此ノ場合政府ガ積極的ニ乘リ出ス以上ハ、

百尺竿頭一步ヲ進メテ、此ノ海運界、船舶

全體ノ經營ヲ、國家自ラ之ヲヤルコトハ出

來ナイモノデアアルカ、サウ云フ意思ハナイ

カドウカト云フコトヲ御尋ネ致シタイト思

ヒマス、若シ全面的ニ全船舶ヲサウスルコ

トガ出來ナイトスルナラバ、少クモ近海

航路ト云ヒマスガ、特ニ島嶼等ニ至ル所ノ

船舶海運ノ經營ハ、國家自ラ之ヲスルコト

ハ出來ナイモノデアアルカ、陸地ニ鐵道ヲ經

營シテ國民ノ交通運輸ノ便ヲ圖ツテ居ルト

同ジヤウニ、島嶼ニ對シテハサウ云フ國家

ノ恩惠ガナク、唯現在ハ指定航路ニ對シテ

補助ヲ與ヘテ居ルニ過ギナイノデアリマシ

テ、同ジ國民デアリナガラ島嶼ニ生レタ爲

ニ交通ノ非常ナル不便ヲ感ズルコトガアル

ノデアリマス、デアリマスカラ、陸上ニ於

ケル鐵道經營ト同ジ趣旨ノ下ニ、島嶼ニ對ス

ル海運ハ國家自ラ之ヲヤルコトハ出來ナイ

カ、其ノ御意思ハナイカ、之ヲ御尋ネ致シ

タイト思ヒマス

私ハ鹿兒島ノ大島郡並ニ肝屬郡ノ選出デ

アリマスガ、此ノ際私ノ島嶼ノ非常ニ苦シ

イ狀況ヲ申上ゲテ御參考ニ供スルト共ニ、

尙ホ御配慮ニ預リタイト思フノデアリマス、

私ノ郡ノ大島郡ノコトヲ申シマス、大島

郡ハ人口二十三萬デアリマス、島ハ大島本

島ト德之島、沖永良部島、與論島、喜界島

ノ五島ト、ソレカラ本島ト鹿兒島間ニ連ナ

ル澤山ノ島ガアルノデアリマス、此處ハ人

口二十三萬ヲ有シ、砂糖アリ、或ハ大島紬

アリ、或ハ輕便等ノ海產物モ澤山アリマス

シ、其ノ他大東亞戰爭前ハ、米國ニ於テク

リスマス等ニナケレバナナイ所ノ百合ヲ

輸出シテ居ツタノデアリマス、相當ニ人口

モ有シ、産業モアルノデアリマスガ、此ノ

島嶼ニ對スル所ノ交通ノ狀況ハ洵ニ貧弱デ

アリマシテ、大島支廳ノ所在デアル所ノ名

瀬ニ對シテハ、鹿兒島カラ數隻ノ船舶ガ運

航シテ居リマスシ、又沖繩ニ行ク船ガ一隻

出ルノデアリマスガ、ソレカラ先ノ德之島

沖永良部島、與論島ト云フヤウナ離島ニ對

シテハ、大阪商船ノ經營シテ居ル所ノ琉球

丸ト云フ五百「トン」位ノ船ガ唯一隻通ツテ居

ルニ過ギナイノデアリマス、ソレモ海上ノ

風波ノ關係其ノ他色々ノ關係デ豫定通り行

カナイ、豫定通り行キマシテモ、十日ニ一

回位シカ船ハ來ナイノデアリマスガ、ソレ

モ海上ノ障礙ニ依ツテ二週間、三週間、甚

ダシキハ三週間以上モ船ガ一回モ來ナイト

云フヤウナ實情ニアルノデアリマス、隨テ

郵便其ノ他ノモノモ非常ニ遅ク着クノデア

リマシテ、東京カラ出シタ手紙ガ一月位モ

掛ツテ漸ク到着スルト云フヤウナ事例モナ

イデハナイノデアリマス、デアリマスカラ

私ハ斯ウ云フ島嶼ニ對シテハ、一營利會社ノ

經營ニ委ネルノデナクテ、國家自ラ國家ノ責

任ニ於テ經營シテ、サウシテ是等ノ島民ノ

便利ノ爲ニ、是等ヲ救フテヤルト云フ所謂

社會政策的ナ見地ニ於テ、斯ウ云フ地方ノ

海運ノ改善ヲスル必要ガアリハシナイカト

云フコトヲ考ヘルノデアリマス、奄美大島

ダケデナク、其ノ周圍ニ散在シテ居ル島嶼

デモ、サウ云フ不便ヲ感ジテ居ル所ガ澤山

アルノデヤナイカト思フノデアリマス、若

シソレガ出來マスナラバ、是等ノ島ニハ鐵

船ヲ以テ幹線トスル一ツノ航路ヲ作り、今

度出來マス木船ヲ以テ——鐵道省デ經營シ

テ居リマス省營自動車ニ該當スベキ木船デ

港々ヲ連ネ、或ハ島ト島トヲ連ネルヤウニシタラドウカト考ヘルノデアリマス、勿論戰時下デアリマシテ、船舶ノ不足ヲ告ゲテ居ル際デアリマスカラ、無理ニサウ云フコトヲ申上ゲルノデハナイノデアリマスケレドモ、實際ノ離島ノ實情ハ、日本國ノ内地ニアツテ尙ホ外國ニアルガ如キ感ガ致スノデアリマス、デアリマスカラ斯ウ云フヤウナ所ニ對スル海運ハ政府自ラ御意思ハナイダラウカト云フコトヲ御尋ネシタイト思ヒマス

○寺島國務大臣 船舶運賃會ガ出來テ、海務院ト船舶運賃會トデヤツテ、運賃ヲスルノハ實質ハ業者タル運航實務者ガヤルノデアリガ、其ノ根本ヲ握ラレテシマツテ居ルカラ、業者ノ創意ト工夫トノ活潑ナル發達ヲ阻碍センカト云フコトガ第一ノ御尋ネデアリマス、今日ノ我が國ノ狀況ニ於キマシテハ、船舶ハ各自々々ノ能力ヲ發揮スルト云フダケデハイケナイノデアリマシテ、國家全體トシテ計畫的ノ輸送ヲ行ハナケレバナラス狀況デアアルコトハ御存知ノ通りデアリマス、是ガ爲ニ軍用船ヲ除キマシテ殆ド全部ノ船舶ヲ國家ニ於テ使用シ、運賃會ヲシテ一元的ニ之ヲ使用サセテ居ルノデアリマスガ、政府ノ方、即チ海務院ニ於テ輸送計畫ヲ立テ、之ニ基キマシテ配船ノ計畫ヲ致スノガ運賃會デ、ドウ船ヲ配置シテ所要ノ輸送計畫ヲ十全ニ行ヒ得ルカ、斯ウ云フ配船計畫ヲ運賃會ニ於テ行ヒマス、素人デハ此ノ點ガ巧ク行カスノデアリマス、多年ノ經驗アル人ヲ以テヤルノデアリマス、運賃會ニ於テ之ニ適スル人ニ其ノ任ニ當ツテ貰ヒマシテ、其ノ配船計畫ヲ實際ニ履行シテ行クノハ運航實務者デアリマス、

茲ニ於テ運航實務者ハ其ノ範圍ニ於テ十分經驗ヲ生カシ、創意ヲ現ハシテ、眞ニ運航能率ヲ上ゲテ行ケル、斯ウ云フコトニ致シマシテ、而シテ船舶ハ船主カラ政府ガ借りテ之ヲ使用シ、使用料ヲ拂フ、ソシテ運航實務者ハ手數料ヲ貰ヒ、運賃ヲ運賃會ガ取ルト云フ一連ダケノモノデアリマス、今仰シヤツタヤウナ創意工夫ト云フモノハヤツテモヤラナイデモ大差ナイ、唯國民ノ爲ニ出來ルダケヤレバ宜イ、之ヲ刺戟シテ眞ニ創意工夫ヲ發揮サセル爲ニ、配船計畫ニ基キマシテ此ノ實務者ガ實際ニ運賃會ニ參リマス時ニ、能率ヲ擧ゲタモノニ對シマシテ茲ニ褒賞ト云フモノヲ設ケマシテ、此ノ創意工夫ヲ助長シテ參ツテ居ル次第デアリマス、平時ノ如ク各自勝手ニスルト云フコトハ、今日ノ事情ニ於テ許サレナイノデアリマス、國家全體ヲ考ヘタ上デ、而モ業者ノ創意工夫ヲ生カシテ行キタイ、斯ウ云フ趣意ノ下ニ只今申上ゲタヤウナコトニヤツテ居ルノデアリマス

第二ノ問題ニ付キマシテ、造船ニ對シテノ補助ハ、船舶ノ運賃ハ政策上引上ゲナイ、使用料ハ適當ニ拂フ、ソコニ差額ヲ生ジタ場合ニハ、運賃會ニ對シテ政府ガ之ヲ補助シテヤル、斯様ニシテ居リマス

今御話ノアリマシタ宗前君ノ御出身地ノ大島郡ニハ私モ數度參リマシタ、一度ハ今上陛下ノ御渡航ニ御召艦長トシテ參リマシテ、島民ノ狀況、又此ノ離島間ノ交通ニ付キマシテ承ツタコトガアリマス、是等ノ島嶼ノ交通ト云フモノハ、今日ニ於テハ一ニ船舶ニ依ツテ居リマス、其ノ船舶ガ此ノ大戰争トナリマシテ、色々ナ他ノ重要ナル要務ノ爲ニ轉向ヲ致ス場合ガアリマシテ、

各島嶼トモ不便ヲ感ジ、或ハ殊ニ天候ノ不良ナル場合ニ於キマシテハ、御説ノ如ク郵便物ノ到着ガ非常ニ遅レルト云フヤウナ場合ガアルコトハ、出來ルダケ之ヲ避ケテ行キタイ、從來カラモ是等ノ島嶼ノ交通ニ付キマシテハ、通信省ノ方デ補助金ヲ取ツテ居ルノデアリマスガ、是ハ各地方々々ニ特殊ナル事情ガアリマスルノデ、地方長官ヲ經テ其ノ地方トシテノ必要ナル補助金ヲ與ヘマシテ、是等ノ島嶼ニ於ケル國民ノ交通上ノ不便ヲ出來ルダケ緩和シテ、之ヲ確保シテ行キタイト云フ方針ヲ執ツテ居ルノデアリマス、今後御説ノ如ク船腹ニ餘裕ガ出來マスレバ、幹線航路ハ比較的汽船ニ依リ、又離島間ノ交通ニハ、木造船等ガ出來テ來マシテ餘裕ノ出來ル限リ、其ノ方ノ交通ニモ充足ヲシテ、御心配ノ如キ點ヲ出來ルダケ少クシテ行キタイト云フ考ヘヲ持ツテ居リマス、大體以上デアリマス

○宗前委員 大イニ感謝致シマスガ、私ノ申上ゲマスノハ、是等島嶼ニ對スル海運交通ニ付テハ、國家自ラ之ヲ經營スル御意思ハナイカト云フノデス

○寺島國務大臣 只今申上ゲマシタ通り、國家ニ於テ補助金ヲ出シ、各地方廳ヲシテ之ヲ支給スルヤウニ致シテ居リマスルノガ現状デアリマシテ、今日ノ所ニ於キマシテハ、マダ國家ガ是等ノ離島ノ間ノ海運交通ハ、國家自ラヤルト云フ考ヘハ持ツテ居リマセスガ、參考トシテ承ツテ置キマス

○宗前委員 次ニ是ハ陳情ニモ出タノデアリマスガ、私ハ此ノ際御願ヒ致シテ置キタイト思ヒマスノハ、大島カラ南ノ德ノ島ニ至ル間ヲ現在八百「トン」ノ船一隻ヲ以テヤツテ居ルノデアリマスガ、是ハ一ツ日本

全國ノ近海ノ配船ノ狀況ヲ考慮シタ上デ、モウ一隻位増配セラレルヤウニ御願ヒ致シタイ、是ハ此ノ前運賃會ノ定航部長サンガ鹿児島ニ來ラレタ時ニ御願ヒシタノデアリマスガ、其ノ際モ餘リニ酷イト云フノデ、何トカ是ハ對策ヲ講ジナケレバナラスト云フ、洵ニ親切ナ御言葉ヲ戴イタノデアリマスガ、之ヲ御願ヒ致シテ置キマス

次ハヤハリ島嶼ニ關スルコトデアリマスガ、先程申シマシタヤウニ非常ニ不便ナ所デアリマシテ、新聞ヲ見ルニ致シマシテモ、二週間モ三週間モ後デナケレバ見ラレナイト云フヤウナコトデアリ、郵便等モヤハリサウ云フヤウナ狀況ニアル、ソレハ船ノコトモアリマスガ、是等全國ノ島嶼ヲ幾ツカノ「ブロック」ニ分ツテ、サウシテ此ノ島嶼間ヲ連ネル所ノ、即チ内地ノ或ル基地カラ島嶼間ヲ巡ル「ローカル」航空便ヲ作ツテ、少クトモ郵便、新聞ト云フヤウナ、早ク國民ニ知ラセナケレバナラスヤウナモノダケデモ便宜ヲ圖ツテ貰フコトハ出來ナイカ、サウ云フ島嶼ヲ連ネル所ノ「ローカル」航空便ヲ設ケル御意思ハナイカト云フコトヲ御伺ヒシタイ

○寺島國務大臣 離島間等ヲ連結スル航空便ヲ以テ、文化ノ爲メ、或ハ政治ノ爲メ、通信或ハ新聞紙等ノ輸送ヲヤルト云フ考ヘハナイカト云フコトデアリマスガ、將來航空機ハ益々發展シナケレバナラスモノデアリマシテ、航空機ノ發達ノ程度ガソレヲ許スニ至リマスレバ、サウ云フコトモ考ヘテ行キタイト思ヒマス、御説ノ通り大島郡モサウデゴザイマスガ、其ノ南ノ琉球等邊リモ多數ノ人口モアリマスルガ、非常ニ不

便デアルト云フノデ、官用便等ノ特殊ノ速
カニ通達ヲ要スルヤウナモノハ、ナシ得ル
限リ現今ニ於キマシテモ特別ノ取扱ヲ致シ
テ、航空便ノ利用ト云フコトヲヤウテ居ル
ノガ一例デアリマス、併シ今日ハ御承知ノ
如ク島嶼ニ航空便ヲ作ルト云フダケノ航空
機ノ餘裕ガナイノデアリマス、航空機ノ發
達ニ伴ヒマシテ、サウ云フ方ニ進ンデ行キ
タイト考ヘテ居リマス

○宗前委員 此ノ前大臣ノ御話ニ依リマス
ト、全國ニ大規模ノ木造船製造ノ工場ヲ二十
箇所ニ新設サレルト云フコトデアリマスガ、
其ノ新設サレル場所等ヲ、差支ヘガナケレ
バ御聽カセテ願ヒタイト思ヒマス、又如何
ナル條件ノ下ニ其ノ場所ヲ選定サレルカト
云フコトニ付テモ、御差支ヘガナケレバ承
ツテ置キタイト思ヒマス

○寺島國務大臣 木造船建造ニ付キマシテ
ハ、現在約六百ニ集約シテ居リマスガ、之
ヲ更ニ組合シテ大型船ヲ計畫的ニ造ツ
テ行クヤウニ致シタイ、此ノ外ニ新タナル
造船所ヲ設ケテ、大量ノ生産ヲ新工場ニ於
テヤウテ行キタイト云フ希望ヲ以テ、全國
ニ約二十箇所ヲ選定中デアリマスガ、マダ
確定致シテ居リマセス、着々此ノ地方ノ此
ノ港デアルト云フコトヲ豫定出來タ所ト、
マダ調査ヲシテ何レノ港ガ宜イカ、ドノ規
模ニヤルガ宜イカ、是ハ木造船建造ノ場合
ニハ、立地條件ト云フモノヲ考ヘテ行カナ
ケレバナラス、立地條件ノ主ナルモノハ、
所謂木材ガ如何ナル方法デ以テ入手シ得ル
カ、是ガ輸送ニ非常ナ長時日ガ掛カルト云
フヤウナコトデハ、今日ノ急務ニ間ニ合ヒ
兼ネルノデアリマス、又其ノ土地ガ大型ヲ
多量生産スルニ適當ナ地域ヲ得ラレルカ、

又之ニ要スル木造船建造ノ勞務者ノ取得ガ容
易デアルカト云フヤウナ、其ノ他立地條件
ヲ勘案致シマシテ、全國ニ約二十箇所バカ
リ、中規模以上ノ新造船所ヲ造リタイト思
ツテ進ンデ居ル譯デアリマスガ、マダ確定
致シテ居リマセスカラ、コゴデ何處々ト
云フコトヲ申上ゲル時期ニハ達シテ居リマ
セス

○宗前委員 小規模ノ木造船業者ニ對シテ、
融資ガ迅速ニ行ハレテ居ナイ憾ミガアルコ
トヲ聞イテ居リマス、大規模ノ造船所ニ對
シテハ、相當圓滑ニ融資ガ行ハレテ居ルヤ
ウデアリマスガ、小規模ニナリマス、是
ガ旨ク行ツテ居ナイヤウナ傾キガアルノデ
アリマス、小規模ノ業者ハ特ニ早クシテ貫
ハナイト、資本關係等モ貧弱デアリマスカ
ラ、斯ウ云フヤウナモノニ特ニ早クシテ貫
ヒタイト思フノデアリマスガ、ソレニ對シ
テ具體的ナ方法ガアリマシタラ、御示シ
願ヒタイト思ヒマス

○新谷政府委員 最近小造船所ノ統合或ハ
設備ノ擴充ニ伴ヒマシテ、御話ノヤウニ資
金融通ノ上カラ、多少不圓滑ヲ來シテ居ル
ト云フ事實ハ私共承ツテ居リマス、從來是
等ノ地方ノ小造船所ニ對スル資金融通ハ、
大體ニ於キマシテ地方ノ金融機關ガ行ツテ
居ツタト考ヘルノデアリマス、最近非常ニ各
地デ造船所ノ設備擴充ガ多イモノデアリマ
スカラ、多少不安ヲ抱イタ爲ニ、サウ云フ
結果ニナツテ居ルカト考ヘルノデアリマス、
大體ニ於キマシテ造船所ノ所要資金ハ、設備
ノ擴充資金ト運轉資金トノ二ツニ分レルト
思ヒマス、設備ノ擴充資金ニ付キマシテハ、
御承知ノ戰時金融庫ト云フモノガアリマス、
此ノ戰時金融庫ニ於キマシテ、十分金融

ヲスルト云フコトニ大體打合セテ居リマス、
又産業設備營團デアリマスガ、是ハ資金ノ
融通デハアリマセスガ、自ラ産業設備營團
ガ設備ヲ建設致シマシテ、其ノ建設致シマ
シタ設備ヲ造船業者ニ貸付ケルト云フコト
ガ法律デモ認めラレテ居リマスノデ、或ル
場合ニハ産業設備營團ヲ活用スルコトモ出
來ルカト思ヒマス、又運轉資金ノ方デアリ
マスガ、是ハ極ク小額デ宜シイカト思フノ
デアリマスガ、地方ノ金融機關ガ貸付困難
デアリマスレバ、是モ戰時金融庫ヲ活用
シテ、貸付ヲ致サセル考ヘデアリマス、是
ハ大體昨年來大藏省當局トモ打合セマシタ
結果デアリマシテ、是ハマダ十分具體的ニ
地方ニ行渡ツテ居ナイ結果デハナイカト思
フノデアリマス、最近ノ機會ニ於キマシテ

戰時金融庫、産業設備營團等ノ關係者ヲ
集メマシテ、具體的ナ方針ヲ更ニ確定致シ
マシタ上デ、地方ノ關係者ニ通達ヲ致シ
タイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○宗前委員 我ガ國本土ノ周圍ヲ取卷ク所
ノ島嶼ハ、先程申上ゲマシタヤウニ色々ナ
不便モアリマスシ、又現在戰時下ニ於テ、防
空のナ見地カラ、或ハ通信其ノ他ノ關係カ
ラ、通信網ノ充實ヲ圖ルト云フコトガ必要
デアルト思フノデアリマス、勿論警報ノ傳
達等ニ付テ、有線デナケレバナラスト云フ
說モアルノデアリマスガ、併シナガラ目下
ノ所、應急的ニ無線ヲ使ハナケレバナラス
コトガ多イト思ヒマス、是等ノ島嶼ニ無線
電信局ノ設置ヲ普遍的ニヤウテ貫ヒタイト
思フノデアリマスガ、ソレニ對スル政府ノ
計畫ガアリマシタラ御知ラセテ願ヒタイト
思ヒマス

島嶼間或ハ島嶼ト中央トノ間ノ通信施設ヲ
擴充シテ載キタイト云フ御話デアリマス、
是ハ相當前カラ計畫致シマシテ、今現ニ毎
年其ノ施設ヲ増加シテ居リマス、内容ヲ此
處デ申上ゲルコトハ一寸出來ナイコトニナツ
テ居リマス、唯資材ノ爲ニ或ハ通信機ノ製
造能力ノ關係カラ、思フ程ノ多數ヲ得ナイ
ヤウナ點モアルノデアリマスガ、併シ通信
全體トシテ見マシテハ、寧ロ一般ノ通信ヲ
壓縮シマシテ、只今御話ノアリマシタヤウ
ナ方面ノ仕事ニ全力ヲ擧ゲテ行ク、是ダケ
ヲ申シテ置キマス

○八角委員 是ニテ質疑ハ終了致シマシ
タ、是ヨリ郵便年金法中改正法律案、航空
法中改正法律案、木船保險法案ノ三案ヲ議
題トシテ、討論ニ付シマス——木原七郎君
○木原委員 我ハ只今議題ニ供セラレテ居
リマス郵便年金法中改正法律案外二案ニ對
シ聊カ希望ヲ申述ベテ、贊成ノ意見ヲ表シ
タイト存ジマス

郵便年金法ノ改正案ハ、本案ノ使命ト
スル國民厚生施策ノ機能ニ鑑ミ、且ツ我
ガ國現下ノ經濟事情ニ顧ミマシテ、郵便年
金ノ最高額ヲ從來ノ二千四百圓カラ三千
六百圓ニ引上ゲラレマシタコトハ、洵ニ
機宜ニ適シタル改正ダト私共存ジテ居リ
マス、殊ニ此ノ改正ニ依ツテ國民貯蓄ノ増
強ニモ甚大ノ影響ヲ與ヘ、之ニ依ツテ戰時
財政經濟ノ運営ニ多大ノ寄與ヲナシ得ルモ
ノト確信致シマス、郵便年金ハ、從來當局
ノ多大ナル御努力ノ結果ニ依リマシテ、頗ル
好成績ヲ示シテ參ツテ居ルノデアリマス、洵
ニ私共ハ此ノ機會ニ於テ、御當局ノ其ノ勞
ヲ頗ル多トスル者デアリマス、ドウカ更ニ益、
一層ノ御努力ヲ賜リマシテ、本法ノ改正ノ趣

旨ヲ廣ク國民ニ徹底セシムルヤウ私共希望シテ已マナイノデアリマス

次ニ航空法中改正法律案ニ就テ申上ゲタ
イノデアリマス、申上ゲルマデモナク大東亞戰
争ヲ完遂シテ、世界ノ新秩序ヲ建設セネバナ
ラス我ガ國ト致シマシテハ、先ヅ何ヲ措イテ
モ、船ト飛行機ノ二ツヲ先ヅ以テ考ヘナク
テハナリマセヌ、而シテ本法改正ヲセラル
ル要旨モ、要スルニ我ガ航空力ノ増強ヲ圖
ラントスル御趣旨カラ、此ノ改正ガ出來タ
モノト存ジテ居リマス、此ノ改正ニ何人モ
異存ノアラウ筈ガナイノデアリマス、又必ズヤ
此ノ改正法ニ依ツテ、當局ノ御努力ニ依ツ
テ我ガ國ノ航空界ニ相當ノ貢獻ノアルコト
モ私ハ信ジテ居リマス、仍テ當局ニ於カレマ
シテハ、此ノ改正ノ趣旨ニ則リマシテ、須ク航空
ノ安全性ヲ確保シ、以テ我ガ國ノ航空力ニ
對スル全國國民ノ信頼ヲ益、強化シ、且ツハ飛
行思想ノ誘導培養ニ一層ノ力ヲ盡サレンコ
トヲ私共望シデ已マナイ次第デアリマス

次ニ木船保險法案ニ付デアリマス、大
東亞戰爭時下ニ於テ、海上輸送力ノ増強如
何ハ、實ニ戰爭ノ勝敗ヲ決スル先決問題デ
アルコトハ敢テ多言ヲ要サナイノデアリマス
畏クモ曩ニ 天皇陛下ニ於カセラレマシテ
ハ、戦力増強ニ夙夜御軫念遊バサレマシテ、
木造船建造御獎勵ノ思召カラ致シテ、此ノ
度特ニ帆船柱用材十本ヲ御下賜アラセラレマ
シタコトヲ漏レ承ツタノデアリマス、是ト
同時ニ又造船材供出ノ爲ニ、御料林ノ大増
伐ヲモ斷行セラルトノ宮内省林野局ノ御
發表ヲ見マシテ、洵ニ私共御聖慮ノ存スル
所、眞ニ骨ニ徹シテ感激禁ジ能ハザルモノ
ガアルノデアリマス、蓋シ政府ガ此ノ度木
船建造ノ擴大強化ヲ以テ、現下我ガ國ニ於

キマスル實ニ最高度ノ重點産業ナリト決定
セラレタ所以モ亦、茲ニ其ノ御心持ガアル
コトト存ジマス、而シテ是ガ擴大強化ヲ期
セントスルナラバ、木船保險法ハ必然的ニ、
且又不可分のノ條件デアルト私共考ヘテ居
リマス、然ルニ木船ヲ目的トスル我ガ國ノ
海上保險制度ハ、殘念ナガラ現在ノハ頗ル不
備デゴザイマス、此ノ不備ナル點ニ鑑ミラ
レマシテ、本法ヲ御提案ニ相成リマシタルコ
トハ、洵ニ當然ノコトト申サナケレバナラ
ヌノデアリマス、唯茲ニ強ク私共御當局ノ
御考慮ヲ煩ハシテ置キタイコトハ、小型船舶
ノ乗組員ノ急速ナル養成ト、且ツ待遇ノ問
題デアリマス、如何ニ澤山ナ船舶ガ出來テ見
タ所デ、其ノ乗組員ノ數ナリ質ナリガ、之
ニ相伴ハヌト云フヤウナコトデハ、船舶建造
ノ目的ハ達成セラレヌノデアリマス、固ヨ
リ政府ニ於テモ此ノ點ニ付テハ、十二分ナ
ル御用意ノアルコトハ、私共ハ十分信ジテ
居リマスルケレドモ、此ノ機會ニ於キマシ
テ私共ハ、萬々斯様ナコトニ遺憾ナイヤウ
ナ萬全ノ策ヲ立テラレルト同時ニ、將來ハ大
東亞全地域ニ互リ、所有船舶ニ對シテ我ガ
國ガ再保險ヲ引受ケナケレバナラス責任ト、
宿命ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラ、サウ
云フコトヲ今日カラ御考ヘ下サイマシテ、
本法ノ運用ニ善處セラレンコトヲ、私共切
望シテ已マナイノデアリマス

最後ニ此ノ法案トハ何等直接ノ關係ハゴ
ザイマセヌケレドモ、此ノ際私ハ官紀ノ肅
正ニ付テ、一言申上ゲテ置キタイト思ヒマ
ス、官紀肅正ノ問題ハ過般ノ豫算總會ニ於キ
マシテモ、可ナリノ問題ト相成ツテ居ツタ
ヤウデアリマスルガ、何ト致シマシテモ國
民ニ對シ國策ニ協力セヨト要請セラレマス

ルナラバ、官吏ガ垂範以テ衆ヲ率キル所ノ
手本トナラナケレバナラス、是ハ私敢テ申
スマデモナイコトデアリマス、殊ニ此ノ戰
時下ニ於キマシテ、官吏ガ職權ヲ誤リ、又
ハ職權ヲ濫用致シテ、信ヲ國民ニ失フガ如
キコトガアツタトスルナラバ、實ニ重大ナ
ル利敵行爲デアルトマデ私共存ジテ居リマ
スカラ、嚴ニ左様ナコトヲ戒メネバナラ
ヌコトハ申スマデモナイコトデアリマス、幸
ヒニモ我ガ遞信省ニ關スル限りニ於テハ、
今日マデハ世評ノ左様ナ指彈ヲ受ケテ居リ
マセヌコトハ、洵ニ國家ノ爲ニ私共喜ブ次
第デアリマス、併シ何ト申シマシテモ現業
員三十五万ヲ包容スル所ノ大世帯デアリマ
ス、且ツ直接ニ民間ニ接セラレル所ノ業務
デアリマスカラ、ドウカ一層大臣以下政府
最高ノ方ニ於カセラレテハ、部下ノ監督指
導ニ留意致サレマシテ、他ニ率先垂範シテ、
以テ時局突破ニ邁進セラレンコトヲ切ニ私
共ハ切望致シマシテ、三案ニ贊成ノ意ヲ表
スル次第デアリマス

○八角委員長 是ニテ討論ハ終結致シマシ
タ、採決ヲ致シマス、各案トモ原案ニ贊成
ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○八角委員長 起立總員、各案ハ原案通り
可決致シマシタ(拍手)

本委員會ハ是ニテ付託ニナリマシタ三案
トモ、皆サンノ熱心ナル御審議並ニ政府委
員ノ御懇切ナル答辯ニ依ツテ、滞リナク議
了致シマシタ、是ニテ委員會ヲ閉ヂマス、
有難ウゴザイマシタ(拍手)

午後一時四十四分散會